

第2回熊本市自治基本条例見直し委員会のまとめ（案）
平成26年1月22日開催

1. 熊本市の区行政について

1) 区政推進課より、「熊本市の区行政について」説明

<委員意見>

○区役所予算について拡充してほしい。

⇒区が直接要求し執行するのは、まちづくり推進経費。来年度は各区2,000万円を要求しているところ。今後も区の予算権限を拡充していきたい。【区政推進課回答】

○区のまちづくりについて、行政の窓口はまちづくり推進課、総務企画課、まちづくり交流室いずれか。行政は窓口や住民からの意見受ける窓口とその意見を行政内に共有させる流れ（体制）を整理するべきではないか。

例) ハザードマップ作成の申請は総務企画課、現場での実施はまちづくり推進課。
⇒まちづくり推進体制を強化したいと考えている。区のあり方や機能の再編について実施方針を策定する予定。【区政推進課回答】

○まちづくり交流室をまとめる部署はどこなのか。

⇒平成25年度より、まちづくり推進課の事務分掌にまちづくり交流室との連絡調整について定めている。【区政推進課回答】

○区長の設置について、熊本市自治基本条例に定める必要があるのではないか。

⇒区役所は市役所組織の一部であり、区長は一般職で局長と同じ権限。区長の責務等は定めていない。【区政推進課回答】

2) 各区まちづくり懇話会委員より、各区の現状や課題について説明

<中央区・鳥崎委員>

○区としてまちづくりをするときに、他の校区との連携や区の総合的な調整等が難しい。

○地元として考えるべき大きな課題があるが、まちづくり交流室の守備範囲を超えており、校区自治協議会だけでは解決の方向性が見えないことがある。

○校区社会福祉協議会で校区をまたがった活動をしているが、これを区全体に広げることができるか疑問、また行政から支援があるのか見えていない状態。

<東区・吉村委員>

○区役所職員は、区民まつり等において、地元に関心を持ち総出で頑張っているという印象を受けた。

○まちづくり懇話会では、若手農家の活性化、江津湖の活性化、健軍商店街の活性化、託麻三山の竹林について話し合いを重ねている。

<西区・仁尾委員>

- 平成25年度事業での反省点が出てきており、来年度に生かそうとしている。
- ハザードマップ作成については、危機管理総室のスタッフ不足もあり、最終的な成果物まで進まないという課題がある。
- 自治基本条例に、防災についてもう少し条文があってもよいのではないか。
- 健康まちづくりについては、継続的な活動が課題である。

<南区・岡委員>

- 緑川流域でまとまって考える上では、画図校区が東区であることは課題。
- 区を知ろうとする面白い動きが出てきている。(北区津地委員も同意見)
- NPO や商店街などのテーマコミュニティと地域団体などのエリアコミュニティと一緒に、総合的なまちづくりが行えている。
- 地域団体についてはもっと、校区同士のつながりをつくっていく必要がある。
- 防災、ハザードマップについては、地域の中の共助の体制づくりが必要である。区単位での体制、各種団体との連絡調整が必要。

<北区・津地委員>

- まちづくり懇話会は、市民からのアイデアや意見を吸い上げて活用することができれば、とても素晴らしいものになると思う。
- 委員それぞれが区全体を見据えて議論できればよいと思う。
- 数少ない懇話会では限界があり、専門部会を立ち上げ議論している。
- 合併地域とはシステムや考え方が違い、まちづくりのベースを共有することが課題である。

<懇話会委員の説明を受けての委員意見>

- 区のまちづくりが進んでいることを実感した。
- もっと取り組みが広がるよう、各区がどのように動いているか見せてほしい。
⇒校区自治協議会の研修会での事例発表、市政だよりの充実を図っていく。【区政推進課回答】
- 区のたよりについて、各区役所・まちづくり交流室に全区分それぞれ置けば、情報がまわるのではないか。
- まちづくり懇話会の交流会を設けてはどうか。熊本市のまちづくりの共通項について理解する必要もあり、他を知ることによって刺激を受け、切磋琢磨する環境にしていくべき。
⇒区長会議で提案したい。【区政推進課回答】
- 住んでいる場所によって、区民の居住区に対する意識の差を感じる。

○中央区はなぜ情報発信についての予算が多いのか。

2. 自治推進委員会の答申について

○他都市の条例で、市や市長（区や区長）など主語がそれぞれ異なっているのはなぜか。どれがベターなのか。

⇒市とすれば法人としての団体の市、市長となると執行機関の長、首長となる。これを自治基本条例の中にどのように表現をするかということになるかと思う。

【中川委員長回答】

⇒市全体に共通してかかることに関しては「市は」・「市長は」ということになるし、区役所・区にかかることであれば「区は」・「区長は」という表現になると思われる。【事務局回答】

○区長の責務についてどのように書くべきか課題。区について書くならば、章立てをして区長についても定めてはどうか。

○団体との協働だけではなく、個人の自主的な協働もあってもよい。

○区については、①域内分権について、②区の特性を生かしたまちづくり、③区のコミュニティについて考えなければならない。

○懇話会について、川崎市の区民会議のように規定できないのか。

○たたき案を作って議論していきたい。

⇒第3回会議でたたき案を示し、議論していきたい。【市民協働課回答】